参考資料４

人にやさしい街づくり施策の取組方針のイメージ

現　状

1. 整備基準に適合していない建築物が増加している
2. 施設整備において多様な利用者にきめ細かい配慮がなされていない
3. 建築物以外の特定施設の整備が進んでいない
4. 人にやさしい街づくりの理解度、認識度が低い

課　題

1. 建築物の整備基準遵守の徹底
2. 利用者の満足度が高まる施設の整備
3. 道路・公園の整備の推進
4. 人にやさしい街づくりの理念の普及・啓発

施策の基本方針

第6条　県は、次に掲げる基本方針に基づき、人にやさしい街づくりに関する施策を実現するものとする。

一　高齢者、障害者等を含むすべての県民が円滑に利用できるよう建築物等の整備を促進すること。

二　高齢者、障害者等を含むすべての県民が自らの意思で円滑に移動できるよう道路、公共交通機関の施設等の整備を推進すること。

取組方針

- **条例遵守義務の指導強化**
- **より望ましい施設整備への誘導**
- **既存道路・公園における整備の促進**
- **情報提供・教育活動の拡充**

基本施策 ／ 具体施策

- 整備計画届出率の向上
  - ①届出義務の周知徹底
  - ②未届出事業者への届出の督促
- 整備計画適合率の向上
  ※適合状況の実態調査（平成２８年度）
  - ③事業者の意識の向上
  - ④整備基準の明確化
- 整備基準適合建築物の増加
  - ⑤整備計画届出書、適合証の活用
- 望ましい基準による施設整備の促進
  - ⑥望ましい基準の点検
- 利用者と共につくる街づくりの拡充
  - ⑦公共建築物における意見聴取の促進
  - ⑧コーディネーター登録制度の創設
- 整備に向けた支援の実施
  - ⑨移動等円滑化基本構想の作成の促進
  - ⑩バリアフリー化の整備状況の把握
- 事業者・専門家への啓発活動の充実
  - ⑪建築士向け講習会の実施
  - ⑫工業高校生等向け出前講座の新設
- 県民向けの普及活動の充実
  - ⑬出前講座等の実施
  - ⑭県内全域での地域セミナーの開催
  - ⑮人にやさしい街づくり賞の活用
  - ⑯アドバイザー登録制度の拡充